

子どもの権利条約採択30年 日本批准25年記念一

特集 子どもの権利条約をどう生かすか(基礎を学ぶその2)

条約採択30年・批准25年に向けて
2018年度、6回にわたる条約連続講座完結！

国連審査の平野裕二さんの講演は40名を超える賑わい小中学生も参加。
以下は講演を聴いた小学生の感想文。

「小学生なので問題は少し難しかったのですが、日本にも子どもに対して
 たくさん問題があり、たくさんの勧告うけていることが分かりました。
 しかし、それをほんとうに実行できているかという
 と、そうではないと思います。」



平野裕二さんの講演（3月4日・秋葉原）

今回は、子どもの権利条約採択30年・日本批准25年の記念特集「子どもの権利条約を基礎から学ぶ」の第二回目で「子どもの権利条約をどう生かすか」という視点で、基礎的な学習をしていただこうと考えました。学校、学校外、地域（遊び場）、福祉、医療などの領域別の特集に国際支援を加えた論稿をお寄せいただきました。

なお、今回は、長い間、子どもの権利条約の研究と普及啓発にご尽力いただいた大田堯先生の追悼の小特集を巻末に収めさせていただきました。大田先生には、前号で特集しました子どもの権利条約フォーラムINとちぎに、メッセージ（12ページに掲載）を送っていただき、私たちの大いなる励みとなりました。ここに感謝を申し上げるとともに、謹んでお悔やみ申し上げます。（編集部）

NEWS LETTER No.135 CONTENTS

特集 子どもの権利条約をどう生かすか(基礎を学ぶその2)

- ◇学校から ちがいが豊かさとして響き合う学校をめざして 2
- ◇学校外・フリースクールから フリースクールの実践と子どもの権利条約 3
- ◇地域・冒険遊び場から 子どもの遊びの権利を支える実践の展開 4
- ◇福祉の現場から 福祉支援の質向上に欠かせない子どもの権利の視点 5
- ◇国際支援の現場から 児童労働（＝ACE）
 子どもの権利基盤アプローチにもとづくコミュニティづくり 6
- ◇医療の現場から 子どもの権利を医療の現場から発信 7

国連による日本政府報告審査 と 総括所見

- 国連・子どもの権利委員会
 日本に虐待対策強化や子ども参加の推進を勧告 8

子どもの権利条約フォーラムの残したものの引き継ぐもの(5)

- ユース委員会の若者への期待をこめて 10

大田堯先生 追悼

- 実践的な研究者としての範となる存在 11
- 「生きものの生存は学びとともにある」 12

どう生かすか(1)学校から

ちがいが豊かさとして響き合う学校をめざして

やまだ まさた
山田 雅太 (かわさき子どもの権利フォーラム代表)

「学校現場の中で、子どもの権利条約をどう生かすか？」と考える前に、学校で働く職員として、自分の意識の中で「子ども」をどのようにとらえているか。それが、まず、自分自身にとっての課題となります。

「課題を抱えている子」でよいのか？

昨年、子どもにかかわる冊子に書かれている内容について検討していた時、ある療育センターの職員が、「この冊子には『課題を抱えている子』という表現が多い。『課題を抱えている子』あるいは『問題のある子』というようなとらえ方は、私たちはしない。せめて『配慮を必要とする』という表現に改めてほしい。配慮とは、周りにいる人たちがその子に対して、困っていることはないかと心を配ることだ」と、発言しました。

私は、この言葉を聞いて「学校の職員もこのような気持ちを忘れないでほしい」と思いました。皆さんの心の中に、「この子は、また何か問題を起こすのではないか」「この子とかかわると『自分の仕事』ができなくなるのではないか」「この子さえいなければ・・・」そういう思いで子どもの前に立っていませんか。まず、自分の職場が、子どもや職員に心配りができる環境になっているか考えてみてください。取り組みはそこから始まります。

さて、そのうえで、学校で、子どもの権利条約を生かした取組ができるのか考えてみましょう。最初に、文部科学省から出されている「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を見ながら、学校全体で人権教育や子どもの権利にかかわる学校の方向性を職員全体で話し合うことをお勧めします。

人との違いを大切に、人と人のかかわりを深める

校長は、学校の目標の設定と目標の共有という大切な仕事があります。例えば、私の実践で言えば、学校教育目標に「ちがいが豊かさとして響き合う学校をめざして」という大きな学校教育目標を設定したことがあります。この言葉は「川崎市の外国人教育基本方針」の中の言葉です。「ちがいは単なる「ちがひ」として存在するのではなく、「ちがうこと」が自分の成長にも、相手の成長にもつながる、そういう人間の関係性を創り上げることを学校の大きな目標にしたいと考えたのです。大きな目標は、みんなで共有しなければなりません。教職員でワークショップをして具体的な学習内容を考えたり、授業の構成を考えたりしながら、この目標を達成する方法を考えます。授業の在り方では、人とのかかわりながら話し合ったり、他者

とともに創り上げたりする作業を大切にしていこうという方針が生まれます。また、話し合う中で、他者が決して自分と同じように考えるわけではない。人対立したり、葛藤したりしながら生きていくことも学ぼうという方針が生まれます。

このような授業を公開して、保護者や地域住民の方々にも共有してもらうことも学校の重要な役割です。また、このことが、学校は一人ひとりの子どもたちの良さを伸ばしてくれる。人との違いを大切に、人と人のかかわりを深めてくれるという信頼感を培う大切な時間となります。この作業が、学校運営を行う際の一番大変な、そして一番重要なことだと考えています。

子どもの権利学習・人権教育が決め手

紙面の関係で具体的な「人権教育」そのものの学習については詳しく紹介できませんが、少し記述しておきたいと思います。川崎市の「かわさき教育プラン」では、毎年 6 時間の「かわさき共生・共有プログラム」を実施することになっています。このプログラムの中に「子どもの権利学習」が含まれています。このプログラムの中身の多くは「参加型人権学習」と呼ばれていた内容です。この中から学級や学校の実態に応じて、年間の実施計画を立てることを推進しています。このようにして、毎年、計画的に「人権教育」に取組、公開し、学校や地域社会に「人権文化」を醸成していくことが、子どもの権利条約を生かした学校経営や学級経営に繋がっていくはずで、皆さんの市町村でも、教育委員会には人権教育の担当指導主事がいて、各学校に人権担当者がいるはずです。ぜひ、他都市の人権プログラム等を学び合う機会をもち、それぞれの学校で「子どもの権利条約を生かした学校づくり」に取り組んでいただきたいと思います。



条約を学校現場で生かす -6年生の人権学習公開授業の様子

フリースクールの実践と子どもの権利条約

さとう しんいち
佐藤 信一（東京シューレ）

フリースクールの実践は、子どもの権利（条約）と密接な関係にあります。私たちは、子ども一人一人の命に寄り添い、関わりあいながら、共に日常を過ごし、様々な活動・学びを創っています。私たちにあって子どもの権利（条約）とは、「どう生かすか」というよりも、「当たり前にあるもの」として、存在している感覚が強いです。以下に、特に密接に関わる条文と共にフリースクールの実践をご紹介します。

最善の利益とは何かを自ら選択一条約 3 条

フリースクールに所属する子ども達はみな、不登校を経験しています。その過程の中で、まさに子ども達はおとなたちから「学校に行くことこそが、あなたにとっての最善の利益なんだ（ストレートにこういった表現ではないとしても）」というメッセージを直接・間接にこれでもかというほど浴びせられます。結果、多くの子ども達が学校に行けない自分を責め、自分はだめな人間なんだと自己否定感を積み重ねてしまいます。

しかし、この場合の「最善の利益」とはなんでしょうか。学校にとって？ 親にとって？ 社会にとって？ ここで大切なことは、「子どもの」最善の利益であるということです。したがって、子どもにとって何が最善であるかは、当然ながらその子自身の気持ちや意見が大切にされなければなりません。フリースクールは、いつ来て、いつ帰るのか、何に参加するのか、しないのか、子どもは自己決定しながら過ごしています。これは、言い換えればその子自身がその時々における最善の利益とは何かを自ら選択しているということになります。もちろんそのプロセスの中には、スタッフや仲間に相談したり、悩んだりすることもあります。決めたことを変更することだってあります。大切なことは、「あなたの人生の主役はあなた自身である」ということです。それを互いに大切にしながら、それぞれの最善の利益もまた大切にされるのだと思います。

子どもが何を思い、何をしたいのか一条約 12 条、13 条

「学校に行くことが当たり前」という価値観がまだ根強い社会の中で、個々の要因で学校に行けない・行きたくない状況になったとしても、それを周囲に表明するには多くのエネルギーを必要とします。たとえ何らかの手段を使って表明できたとしても、たいていはその後一定期間、学校や親と対立し、葛藤し、ヘトヘトになってようやくフリースクールにたどりつく子ども達も多くなります。フリースクールでは、まず子どもが何を思い、何をしたいのかを第一に考えます。それに対する意見表明は、言葉かもしれないし、表情や態度によるものかもしれません。スタッフは全身を耳にして、その存在に関わり合います。その積み重ねの中が、フリースクールがその子にとって安心できる場となり、「こんなことやってみたいな」という興味や関心から出発する学びが生まれる土台となります。また、多くのフリースクールは、ミーティングを大切にしており、そこで様々な企画が提案されたり、日々の困りごとを考えあいます。もちろんミーティングで発言しないことも、その場にいるということその

ものがその子による存在の表明になります。そういった場であるからこそ、子ども達は安心して自分の意見を表明することができ、他者の意見にも耳を傾けることができるようになると思います。

生きることそのものが「学び」一条約 28 条、29 条

まず私たちは、「教育」というコトバを「おとな側が一方向的に決めた内容を、決まった通りに子どもに教え与えるもの」ではなく、生きることそのものが「学び」という基本的人権であり、子ども自身の興味・関心から出発する「学び」としてとらえています。フリースクールでは、そういった学びが日常的に生まれています。つまり子ども達一人一人が、自分に合った「学び」の在り方を主体的に選択しています。それらは、「個」の学びになることもあれば、「協同」の学びに発展することもあります。

自分が好きなことを思う存分楽しむ一条約 31 条

不登校の子ども達にとってまず必要なことは、ゆっくり休むという場合が多いです。なぜなら、不登校という状況に至るまで、不登校の直後、そして不登校になったあとも、子ども達はそれぞれの局面において、「（例えば）いじめられる自分が悪いのではないか」「学校に行けない自分はダメ人間ではないか」「不登校の自分は将来行けていけないのではないか」といった自己否定を積み重ねることがあります。エネルギーが消耗きついているとき、まずは安心できる環境の中で、条件付きではなくじっくり休むことが大切です。そんな充電期間を経て、フリースクールに来たとき、何よりも大事なのは自分が好きなことを思う存分楽しくやるということです。それは一人でじっくりイラストを描くこと、仲間と音楽バンドをやること、スタッフとじっくり語ることなど、子どもによって様々です。

不登校の子どもの権利宣言」と子どもの権利条約

2009 年、当時フリースクールメンバーであった子ども・若者たちが中心となってつくられたのが「不登校の子どもの権利宣言」(https://www.shure.or.jp/shure/activity_archive/kenri/)です。子どもの権利条約を 1 年以上かけて学んでいく中で、不登校である自分たちの権利が様々な場面で侵害されていることをより明確に認識し、不登校の経験や思いを権利宣言という形にして発信しました。あれから 10 年、今年は当時中心に関わったメンバーと現在の子ども・若者たちとで、改めて不登校の歴史を子どもの権利という視点から振り返る活動を試みていくところです。

どう生かすか（3） 地域・冒険遊び場の現場から

子どもの遊びの権利を支える実践の展開

しまむら ひとし
嶋村 仁志（一般社団法人 TOKYO PLAY 代表理事）

冒険遊び場とは

「冒険遊び場（Adventure Playground）」という遊び場があります。日本では、「プレーパーク」という名称でも呼ばれます。元々は、1943年にデンマークで「廃材遊び場」として始まり、その後、イギリス、ドイツ、スイスなどに広がりました。日本では、1975年に取り組みが始まり、国際児童年（1979年）に「羽根木プレーパーク」（東京都世田谷区）が最初の常設の冒険遊び場として開園しています。

冒険遊び場では、既成の遊具はほとんどありません。子どもの主体性が最大限に尊重され、自ら遊びを創り出し、遊び場を作り変えていけるように、様々な素材や道具、工具などを使えるようになっています。場所によっては、子どもたちがたき火や小屋作りをできるようになっている冒険遊び場もあります。

日本全国では、400 か所以上の取り組みがあり、特に都市部を中心に常設開園の冒険遊び場が存在しています。「遊びはすべての子どもにとって必要」という視点から、入場料・申し込み制・登録制は取らず、子どもが好きな時に出入りできる「オープンアクセス」の場であることを大切にしています。



遊びの権利と日本の現状

「遊びの権利」は、おとなによってプログラム化・スケジュール化された集団での教育とは異なる、子ども中心かつ主体的な学びと育ちの土台となる本能的な行動として、子どもの権利条約第 31 条に記されています。その学びと育ちは、身体、知性、認知、情緒、精神、社会性、創造性など、全人的な側面を持ち、子ども時代の歓びと安定した生活の基盤ともなっています。ところが、子どもの権利委員会が 2013 年に採択した「一般的意見（ジェネラルコメント）No.17」にも整理されているように、現代では子どもが遊ぶ機会を阻害する様々な要因があり、都市部だけではなく、自然が豊かな農漁村部でも子どもの健康的な成長にも大きな影響を及ぼし始め

ています。日本では特に、禁止看板や禁止事項に象徴される管理責任への不安、交通事故や暴力への不安、子どもの学習到達度への不安などが、阻害要因となっています。

元来、子どもには、子どもだけで遊べる環境が生活の中に自然に存在していました。そうした時代には、特別な取り組みはなくとも、子どもだけの遊びの中で自分を表現し、学校とはちがう豊かなノンフォーマルな学びを手にしていたでしょう。ところが、現代では遊びの環境の質が大規模に悪化し、環境問題になるにつれ、先進国と言われる国々ではその不足を補完していく必要が出てきているのが実情です。冒険遊び場も、その取り組みのひとつになります。

遊びを支えるプレーリーダー（プレーワーカー）

冒険遊び場には、常設の場所を中心にして、プレイワーク（playwork）という専門性を持つプレーリーダー（もしくはプレイワーカー）が配置されています。プレーリーダーは、子どもの主体性を尊重し、様々な年齢や背景の子どもたちが遊びを通じて自己表現できる場を作る役割を持ち、危険な状況に介入し、子どもが必要とする助けを提供します。また、子どもの存在が受け止められ、温かく見守られる地域社会の関係づくりを行います。

「遊び場」というと、厳しい状況の子どもたちをよそに、ただ楽しければいいという、能天気な場所に見えるかもしれません。けれども、こうした「おとなの設定したゴールや目的で子どもを比較・評価の対象にしない場所」は、日常的に安心して自分を表現できる機会を求めて、様々な背景の子どもたちが集まれる場所にもなっています。

子どもたちは楽しさや喜びを表現するのはもちろんですが、時にはつらい気持ちや悩みを遊ぶ中で表現したり、昇華したりし、プレーリーダーなど信頼できるおとなに伝えることもあります。その点で、冒険遊び場は「遊びの場」としての機能を持つ結果として、子どもたちが SOS を発信し、子どもたちの相談を発見し、必要に応じて緊急一時保護の起点となる機能を持ち合わせています。

「気持ちは、子どもにとっての意見」と考えるとき、遊び場は「言葉にならない意見」がたくさん発せられる場です。子どもの「遊び」に関わるおとなには、そうした「気持ち＝意見」をくみ取ることができる資質が求められ、遊び場が本質的に子ども中心（保護され、育ち、参加していく）の場を実現していく動きが求められています。

このように子どもの行動や気持ちを通訳できるおとながいる冒険遊び場は、全国に広がる児童館や放課後児童クラブなどの子ども施設と同様に、よりよい子ども理解を地域社会に促す啓発の拠点としての一角を担っています。

福祉支援の質向上に欠かせない 子どもの権利の視点

かとう えつ お
加藤 悦雄（大妻女子大学）

福祉領域の拡大

最初に、福祉が対応してきた課題領域を歴史的に確認します。1945年8月に第2次世界大戦が終結しましたが、路上や地下道には餓死寸前の戦災孤児・浮浪児・引揚孤児などがひしめき合っていました。当初、政府は「狩り込み」と一時保護連行などその場しのぎの対応に終始していましたが、占領軍（GHQ）から非難されるなどして1947年に児童福祉法を制定します。このように戦後の児童福祉は、絶対的貧困対策として開始します。その後、1950年の朝鮮戦争による特需をきっかけに、1955年以降高度経済成長の時代を迎えます。しかし経済優先のもとでの子どもの生活は、公害による健康被害、遊び場の減少、養育基盤の弱体化、保育所不足など、多くの歪みが生じられます。当事者運動等をきっかけに、学童保育を含む保育施策、母子保健、児童厚生施設や障がい児施設、家庭養育を補完する社会手当（1961年の児童扶養手当法や1966年の特別児童扶養手当法等）など、児童福祉の対象として子どもの幅広いケア（養護に加え、保育・療育・更生等）の領域が加わりました。

平成の時代となる1990年代に入ると1.57ショックを契機に少子化問題がクローズアップされ、養育を巡る縦・横のつながりの希薄化などを背景に、子ども虐待が注目されます。後者について1999年の児童買春・ポルノ規制法、2000年の子ども虐待防止法、2001年のDV防止法、2008年の施設内虐待防止規定など、生活課題として虐待や暴力への対策が進みます。こうしたマルトリートメントの背景として新たな貧困が発見され、2013年の子どもの貧困対策推進法や生活困窮者自立支援法など、子どもの相対的貧困対策も加えられました。こうした課題に対する援助方法として児童・家庭ソーシャルワークが注目されます。そして今日、2013年の障害者差別解消法やLGBT（性的少数者）への着目など、新たな課題として差別や多様性等が視野に入れています。

このように戦後児童福祉は、生活課題として絶対的貧困を皮切りに、ケアの不足、少子化、虐待や暴力、マルトリートメント、相対的貧困、偏見や差別など、対象とする領域を拡大してきましたが、現在の頻発する子ども虐待死事件に象徴されるように、今日でも対症療法に終始している感は否めません。

【福祉支援の特徴—質向上に欠かせない子どもの権利の視点—】

以上のように対象領域が拡大してきた結果福祉の特徴が見えづらくなっていますが、そもそもどのような機能を担っているのでしょうか。社会福祉という営みは、近代社会への移行に伴う人びとの生活基盤の変動に対応するために誕生しました。人びとの生活は他者とのつながり（環境との相互作用）によって維持されています。しかし、他者とのつながりにおいて、搾取さ

れたり、生活資源に事欠いたり、暴力を受けたり、差別されたり、無視されたり、自立や適応を強いられたり、孤立させられれば、私たちの生存そのものが危うくなります。したがって、児童福祉は子どもが人間らしく・子どもらしく・自分らしく生きることができるように、子ども（当事者）を主体としたつながり（個人を取り巻くミクロのつながりから、それを支える政策などマクロのつながりまで）を創出する機能を担います。

生き辛さを抱えている一人ひとりの子どもに、その子どもを主体としたつながりをつくり出すことが必要であり、それこそが質の高い支援内容を意味します。こうした支援に取り組むうえで欠かせない考え方が、子どもの権利条約に示されています。第一に、子ども主体の支援を可能にする考え方として、条約第3条「子どもにかかわるすべての活動における、子どもの最善の利益の第一次的考慮」を挙げることができます。異なる状況を生きる一人ひとりの子どもにとって、もっとも望ましい解決策を十分に考慮して決定する手続きを求めています。その際に、条約第12条「子どもの意見表明権」、すなわち権利行使の主体である子ども本人の意見や気持ちを聴くことが当然必要とされます。第二に、子どものつながりを創出する支援内容に関しても、子どもの権利条約には具体的な手がかりが示されています。子どもが尊厳をもって生きていくために必要な環境条件として、遊び、栄養、保護、ケア、住居、医療、情報、学び、宗教、文化など多様な社会・生活資源とのつながりの必要性が、すべての子どもに保障される権利内容として規定されています。

以上のように、福祉支援の質向上を図るには、ソーシャルワーカーやケアワーカー等の支援者が、揺るぎのない子どもの権利内容を基盤として、一人ひとりの子どもに対応すべく「子どもの最善の利益」の考慮を通じた「子ども主体の環境とのつながり」を作り出すこと、さらにそれが可能となる制度的条件をつくり出すことが必要です。なお、具体的事象としては以下の論文に、子どもの権利の視点から、子どもの貧困に対する子ども食堂と中央政府の役割について記述しています。

【参考】拙稿「子ども食堂が拓く新たな生活支援の形—子どもを主体としたつながりに向けて—」『日本家政学会誌 70 巻第 2 号』102～109 ページ（2019 年）日本家政学会ホームページ（シリーズ暮らしの最前線 121）

子どもの権利基盤アプローチにもとづくコミュニティづくり

なりた ゆ か こ
成田 由香子（特定非営利活動法人 ACE（エース）
事務局次長、子ども支援事業チーフ）

ACE とは

ACE は「子ども、若者が自らの意思で人生や社会を築くことができる世界をつくるために、子どもや若者の権利を奪う社会課題を解決する」ことをめざして児童労働の予防・撤廃に取り組む NPO 法人です。国連子どもの権利条約の理念を大切にしながら、児童労働が生み出される様々な根本原因から解決を図り、子どもや若者の権利が保障される持続的な社会の実現をめざしています。

問題とすべき児童労働

まず「児童労働」とは、子どもが働くこと全てをさしているのではありません。「15歳未満の義務教育修了前の子どもの教育を妨げる労働、また18歳未満の危険有害労働」をさします。国際労働機関（ILO）が定める2つの条約¹により基準が定められ、各国の法律でも禁止されています。しかし、その数は世界で1億5200万人。全世界の子ども人口（5～17歳）のおよそ10人に1人の割合です。また多くは低・中所得国の子どもですが、先進国を含む高所得国においても約200万人、子ども人口の1.2%に相当する児童労働があることが報告されています。（2017年 ILO）。

さらに 2015 年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17 の目標と 169 のターゲットが設けられ、そのうちのターゲット 8.7 に「2025 年までにあらゆる形態の児童労働を廃絶する」ことが掲げられています。

ACE はその達成にむけて、インドのコットン生産地、ガーナのカカオ生産地で児童労働に直面する子どもや家族の教育や自立支援を行うほか、日本で、消費者、企業を巻き込みながら、児童労働に加担しないビジネスの推進、また政府等による児童労働撤廃の取り組みを強化するための政策提言などを行っています。日本における児童労働をなくすための活動や、日本での子どもの権利の普及に向けた啓発・提言活動も開始しました。

子どもの権利基盤アプローチに基づくコミュニティづくり

インドとガーナの農村部で実施する支援プロジェクトでは、児童労働のない子どもの権利が守られるコミュニティづくりを行うため、「子どもの権利基盤アプローチ」を重視しています。つまり、子どもが本来持っている、守られる権利、育つ権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、意見を表明する権利、参加する権利などが保障されるよう、子どもや親や地域住民が子どもの権利を理解し、それぞれがもつ役割を果たせるよう支援します。そのために、以下を大切に活動しています。

●子どもの最善の利益と子ども参加：どのような状況においても、子ども

の最善の利益を優先し、また子どもの声を聴いたり子どもが参加したりできる環境を作りながら、子どもの問題に取り組めます。住民への様々な啓発活動を通じて、地域全体で子どもの権利についての意識を高め、子どもが危険な労働から守られ、全ての子どもが安心して学校へ通ったり過ごしたりできるように支援します。また子どものグループをつくり、子どもが定期会合を開いて村や学校での課題について意見を言うなどし、おとなは子どもの声を聴きながら改善に取り組めるようにしています。子ども同士の方が、村の子どもの状況を把握していることが多いため、子どもたちが学校へ通えない子どもを特定して家庭訪問をしたり、様々な活動に参加したりしています。

●住民のオーナーシップとエンパワメント：コミュニティのオーナーシップは住民にあることを尊重し、住民が自ら子どもの問題に気づき、解決に取り組んでいく力をつけられるよう持続的なしくみをつくります。住民の意向を尊重しながら、子どもの問題について話し合い、解決にむけて必要な情報の提供、行政制度の活用について訓練などを行います。また住民グループを作り、児童労働の見回り活動や、子どもの就学状況を確認するなど、継続的に子どもを見守る役割を果たしていけるようになります。

●包括的な取り組みと行政の連携：貧困、教育、健康、雇用、ジェンダー、差別など様々な分野に総合的に取り組まなければ子どもの権利を保障することができません。親や住民が安心して子どもを育てられる環境をつくるため、行政と連携し、もし行政制度がない場合は新たなサービスを提供して、親の収入向上、教育環境の改善、保健医療サービスの実施、女の子の職業訓練の実施、児童婚をなくすための啓発活動などを行っています。

これまでインドとガーナの 23 の村で児童労働のない子どもの権利が守られる地域づくりを行い、今後もさらに広げていきたいと考えています。子ども権利基盤アプローチは、国際協力の分野ではよく知られており実践されているところも

多いと言われていますが、このようなアプローチが日本国内においても重視されることが望まれます。



ガーナのプロジェク実施地での「子ども権利クラブ」の定期会合で、子ども学校や村の課題について意見を発表している子ども。

¹ 就業最低年齢条約（1973 年）と最悪の形態の児童労働条約（1999 年）

子どもの権利を医療の現場から発信

たなか きょうこ
田中 恭子（国立成育療育センターこころの診療部）

子どもの説明を受ける権利

研修医時代に出会った難治性下痢症で入院していた7歳の男の子。朝の回診では、カーテンを閉め切り、うつむいたままの彼がつぶやいたこと“毎日検査ばかりで、ごはんもたべられないし、せっかく入った学校にもいけない。

友達にもあえない、いつになったら退院なんだか、わからないことばかり何でこんなにおなかが痛い？なんでこんな検査ばかりなの？だから学校にも行けないよ。誰も教えてくれない、もう、生きていたくない……。”

この時に私自身が考えたこと。それは、病気は子ども自身にかかった病気で、そのつらい検査や治療を受けているのは紛れもなく本人で、それなのになぜ病状説明は親中心になされるのだろう、なぜ本人にもわかりやすく説明しないのでしょうか、なぜ病気だから、治療しているからといってなぜ、学校に行けないのでしょうか、年齢にあったレクリエーションや親の同伴はきちんと守られているのでしょうか、そして病気を持つ子どもの心のケアの必要性はないのでしょうか。

また、痛みを伴う検査の際の親子分離や行動制限などにより、子どもの分離不安や治療拒否などのこころのトラウマ症状と関連するケースの存在や、子どもの療養が家族の機能に影響し養育上の問題や一部には虐待につながったケースも存在し、医療における子どもの権利保障を具体的な形で提唱していく必要性を信念に、これまで活動を続けてきました。たとえば、まず子どもへの病気の説明をより分かりやすく行うための心理的プレパレーションというスキルを研究し、その効果を発信してきました。また、病棟での保育や教育などの機会の有無、親の同伴・面会制限など、子どもの人権と療養環境に全国調査を行い、医学関連の学会などで報告し、子どもの特性に応じた環境調整、医療における子どものアドボケートの重要性を発信し、それに対応する職種として子ども療養支援士@子ども療養支援協会、の養成に力を注ぎました。

子どもの権利との出会い

私自身が“子どもの権利”という言葉に出会い、そして権利条約をよみ、さらに一般的意見（平野裕二訳）の全てを読んだとき、様々なことが腑に落ちた気がいたしました。子どもは様々な点でまだ発達段階にあり未熟であるといわれているけれど、子ども自身はその年齢ごとでみるとそれぞれの機能はそれぞれに十分に発達してきており、そして小さくても自身の思考や気持ちをもっているのが子どもであり、そこに未熟性があるというのは、おとなからの視点であることにすぎないのではないか、おとなは子どもの力を過少評価している、医療の中での子どもの権利をもっと浸透しないと過酷な医療現場で子どもたちはトラウマばかりを負ってしまうのではないか、そんな考えが自分の頭と心につつと現実性をもって浸透していきました。“子どもには子どもなりの力があり、一つの人格をもつ個人として安心、自身、自

由の精神をもって生きる権利がある”ということを医療の現場で情報発信していく必要がある、その遵守が子どもの自立（律）、自信（自己肯定感）につながるのではないかと。

医療と意見を聴かれる権利

子どもの権利条約第12条1項には“締約国は、自己の意見を形成する力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の意見を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢及び成熟に従い、正当に重視される”と記されている。そして一般的意見第7号（2005年）23項には、“子どもの意見には、正確な言語にならない表現も含まれ、そのような意見をくみ取るため、締約国に対し、職員が適切な社会的資質および適格性を有し、かつ十分な人数が配置され、かつ十分な訓練を受けることを確保する”、“「自己の意見を形成する力のある」とは、「遊び、身振り、表情及びお絵かきを含む非言語的コミュニケーション形態を認識しかつ尊重することが必要である。」「子どもの意見が、その年齢および成熟度に従い、正当に重視される」とも記されています。近年、小児医療においては、成育限界にある状況における医療の選択、生命維持可能な状況における選択、高度先端医療の選択、など、倫理的課題への対応が急務であると言われてきました。しかしながら、この視点はいささか極端なのではないかと指摘してきた私が私です。その理由として、日々日常の中に存在する、日々の食事、遊び、進学、友人関係、過ごし方……医療においては様々な検査や治療、療養生活など、子どもが関係するあらゆる場面で、私たち社会が子どもの「意見を聴かれる権利」をどのように遵守し、子どもにわかりやすい説明を行い、選択肢を与え、自己決定する、このプロセスがどの程度守られてきたのか、もっと原点に戻って考えてみないと、医療における意思決定の在り方だけ抜き出して考えることはできないのではないのでしょうか、という点を強調したいと思っています。

子どもではなく、子どもと

このような観点をベースに、子どもの権利に沿った療養環境の整備、そして子どもの意思決定に関する基本的姿勢に関して検討を重ね、現場に沿う形での提案とその実現に向けて日本小児科学会では、重点を置き、活動が始まっています。また、子どもの権利条約批准25周年記念として、小児科学会、小児保健協会では、そのシンポジウムが計画されています。

子どもの権利、という子どもを考えるうえで原点となる視点を、医療の現場からも発信し、“子どもではなく、子どもと”、ヤヌシュ・コルチャック先生の子ども主体の社会の実現に向けて、こつこつと積み重ねて参りたいと思います。

国連・子どもの権利委員会 日本に虐待対策強化や 子ども参加の推進を勧告

ひらの ゆうじ 平野 裕二（子どもの人権連代表委員／子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議）

国連・子どもの権利委員会による日本の第4回・第5回統合定期報告書審査が2019年1月16～17日にかけてジュネーブで行なわれ、2月1日に委員会の勧告（総括所見）が採択された（2月7日公表）。

総括所見の全体的特徴

委員会の総括所見は全15ページ（A4版）・55パラグラフから構成されている（以下、パラグラフの番号は「パラ○」と表記する）。委員会は最近、とくに緊急の措置が必要とされる分野を所見の冒頭で6つ挙げ、それ以外の分野については具体的な問題点の指摘（懸念の表明）を基本的に省略して勧告のみ行なうのを原則としていることから、全体の分量はこれまでの所見よりもやや短い。

今回そのような優先対応分野に挙げられたのは、(a) 差別の禁止、(b) 子どもの意見の尊重、(c) 体罰、(d) 家庭環境を奪われた子ども、(e) リプロダクティブヘルス／精神保健、(f) 少年司法の6つである（パラ4）。このうち、差別の禁止を除く5分野については「深刻」な懸念が表明されている。

全体としては、これまでの3回の審査（1998年・2004年・2010年）で取り上げられてきた問題について同様の指摘・勧告が行なわれている箇所が多い。子どもの権利に関する包括的な法律の採択を含む立法措置（パラ7）、子どもの権利を効果的に保障するための予算策定手続の整備（パラ10）などは前回に続いて「強く勧告」されている。

包括的な政策・戦略（パラ8）、調整機関（パラ9）、子どもオンブズパーソン等の独立の監視機関（パラ12）などに

いてもこれまでと同様の勧告が繰り返されており、条約を実施するための前提条件を日本政府が依然として十分に整備していないことが再確認された形である。今回は、人権条約機関等への報告およびフォローアップの調整・監視を担う常設機関の設置も新たに勧告されており（パラ53）、対応が求められる。

新たな要素のひとつは、国連で2015年に合意されたSDGs（持続可能な開発目標）への言及が随所で見られることである。冒頭で、SDGsの実現をめざすプロセス全体を通じて「条約およびその選択議定書にしたがって子どもの権利の実現を確保すること、そして関連の政策やプログラムの立案・実施において「子どもたちの意味のある参加を確保すること」が促された（パラ5）ほか、所見全体でSDGsのターゲット（具体的達成目標）に言及されている。SDGsの実現は人権、とくに子どもの権利と密接に関わっているという委員会の認識を示すものである。

子どもの生命・発達・健康に関わる勧告が全体としてこれまでより詳細になっており、これに関わって福島原発事故の影響や気候変動への対応など新たな問題も取り上げられているのも、今回の所見の特徴のひとつである。適切な最低安全基準の遵守、家庭・学校・路上における事故の防止など、子どもの安全に関わる問題についても詳しい勧告が行なわれている（パラ20(c)(d)ほか）。虐待対策の強化や体罰の全面禁止が求められたこと（パラ24～26）は報道でも注目を集めたが、より総合的な視点から対応を強化していくことが求められる。

子どもの意見表明・参加の推進を

条約の4つの一般原則のうち差別の禁止（2条）と子ども

の意見の尊重（12条）の2つが優先対応分野に位置づけられたことの意義も大きい。

差別の禁止（2条）に関する勧告（パラ18）は、「包括的な反差別法」の制定をはじめとしてこれまでの勧告と大きく異なるものではないが、それだけこの分野における取り組みが十分ではないということでもあり、真剣な対策が求められる。また、今回の所見ではスティグマ（社会的烙印）や偏見と闘うための取り組みが性的搾取・虐待の被害を受けた子ども（パラ24(c)）や障害のある子ども（パラ32(c)）との関連で促されており、さらに庇護希望者・難民（とくに子ども）へのヘイトスピーチに対抗するためのキャンペーン（パラ42(d)）も勧告されていることから、あわせて対応が必要である。

子どもの最善の利益（3条）についても、この原則が「とくに教育、代替的養護、家族紛争および少年司法において」十分に適用されていないことについて懸念が表明され、「子どもに関連するすべての法律および政策の影響評価を事前および事後に実施するための義務的手続を確立する」こと、「子どもに関わる個別の事案で、子どもの最善の利益評価が、多職種チームによって、子ども本人の義務的参加を得て必ず行なわれるべきであること」などが勧告された（パラ19）。子どもの最善の利益の重要性は移住者の子どもとの関連でもあらためて強調されており（パラ42(a)）、とくに非正規滞在の家族の収容や退去強制について現在の対応を抜本的に改めることが必要である。

生命・生存・発達に対する権利（6条）との関連では、従来から取り上げられていた自殺防止対策（パラ20(b)）に加え、「社会の競争的性質」が子どもの権利保障に及ぼす影響についても対応を勧告されている（同(a)）。教育の競争主義的性質については従来から問題にされており、今回も教育との関連で「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置」が勧告されたが（パラ39(b)）、指摘の射程がさらに広がった形である。

子どもの意見の尊重（12条）については、「自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないこと」について「深刻」な懸念が表明され（パラ21）、次のような勧告が行なわれた（パラ22）。

「意見を聴かれる子どもの権利についての一般的意見 12号（2009年）を想起しながら、委員会は、締約国に対し、子どもの脅迫および処罰を防止するための保護措置をとりつつ、意見を形成することのできるいかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保するよう、促す。委員会はさらに、締約国が、意見を聴かれる権利を子どもが行使できるようにする環境を提供するとともに、家庭、学校、代替的養護および保

健医療の現場、子どもに関わる司法手続および行政手続ならびに地域コミュニティにおいて、かつ環境問題を含むあらゆる関連の問題に関して、すべての子どもが意味のある形でかつエンパワーされながら参加することを積極的に促進するよう、勧告するものである」

ここでいう「子どもの脅迫および処罰を防止するための保護措置」には学校等における処分やいやがらせからの保護も含まれると理解すべきであり、子どもの意見表明を抑制するような対応をとらないことが求められる。勧告ではさらに、▼意見表明権を子どもが行使できるようにするための環境整備、▼学校を含むさまざまな場面における、また「環境問題を含む」さまざまな問題に関する「意味のある」子ども参加とそれにとまなう子どものエンパワメントの必要性も指摘されており、子どもの意見表明・参加を積極的に保障・推進することが必要である。

子どもの意見表明・参加の必要性は、前述したとおり SDGs（パラ5）や子どもの最善の利益（パラ19）との関連でも、また虐待対策（パラ24(d)、親子分離手続（パラ29(a)）、防災対策（パラ37(a)(b)）、貧困対策（38(b)）との関連でも指摘されている。さらに、虐待（学校におけるものを含む）・性的搾取などの人権侵害について子どもが安心して通報・相談できるようにするためのしくみの強化も勧告されており（パラ24(a)・29(d)など）、緊急の対応が求められる。条約上の権利を侵害されたと考える子どもが国内で救済を得られなかった場合に委員会に申立てを行なえるようにする「通報手続に関する選択議定書」も、速やかに批准するべきである（パラ49）。

今回の報告書（第6回・第7回統合定期報告書）の提出期限は2024年11月21日と指定された（パラ54）。子どもの意見を聴くことの必要性がはっきりと指摘されている分野にかぎらず、委員会の勧告全体について子どもの意見を十分に踏まえながらフォローアップを進めていくことが必要である。

◆総括所見の日本語訳は筆者のサイトを参照。

<https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/319.html>



日本の報告書審査の様子（国連の中継サイトより）

ユース実行委員の若者パワーに期待する

はら きょうこ
原 京子（こどもフォーラム、子どもの権利条約フォーラム IN あいち 元事務局長）

頼もしかったユース実行委員の若者たち

2012 年 11 月のあいち開催からすでに 7 年が経とうとしています。当時の子ども・ユース実行委員会のメンバーは、実に個性的で魅力的な人たちが集まったものだと、今でも懐かしく思い出します。あいち開催の記録は子どもの権利条約フォーラム in あいちの Facebook に残されていて、そこにアクセスすればいつでも当時の感動を呼び起こしてくれます。その感動的な記録映像を作ったのもユース実行委員であり、あいちでの開催は彼ら抜きでは語ることができません。

残念ながら、あいち開催でつながったユースネットワークは、進学などで地域を離れたメンバーも多く、その後生かすことは出来ませんでしたが、名古屋市が開催する子どものまちや豊田市子ども会議、日進市じえねぶろ等、それぞれのフィールドでサポーターとして活動しているユースもいると聞いています。

日進市条例 10 周年で若者ネットワークの復活

最近のトピックは、日進市が子ども条例制定 10 周年を迎えるにあたり、プレ企画を行ったところ、当時の子ども委員が出席し、どんな思いをもって策定に参加していたのかを熱く語ってくれました。小学生でもわかる言葉にこだわったこと、制定後にパンフレットを作った時は条文を絵でどのように表現するか苦労したこと等々当時を髣髴とさせる言葉に感動するとともに、パンフレットの存在を忘れていたことに身が縮まりました。この日進市のイベントで何人かの元子ども委員とのネットワークが復活できましたので、子どもの権利条約 30 周年、日本批准 25 周年を迎える今年は、日進市のユースに加え、あいち開催で集まった豊田市やその他の子ども条例がある市町にも声をかけ、いっしょに、なんらかのアクションを起こしたいと考えております。



日進市未来をつくる子ども条例 制定 10 周年プレ企画より



日進市未来をつくる子ども条例 制定 10 周年プレ企画より

子どもアドボケイト元年の宣言

おとなのネットワークも、しばらく動いていませんでしたが、2016 年に三重県の伊勢志摩で G7 サミットがあった時に、再びつながる機会を持つことができました。市民サミットの子ども分科会で提言書を作ることになり、愛知県、岐阜県、三重県の子ども関係 NPO が集まったのです。もちろん提言書には子どもの権利条約のことをしっかり位置づけ、特に子ども参加の推進とその原点になる子どもの声を聞くことの大切さを入れました。この分科会を元に、子どもアドボカシー学習会がスタートし、2017 年の市民サミット 1 周年記念イベントでは分科会のテーマを子どもアドボカシーとしました。そして、アピールタイムでは子どもアドボケイト元年を宣言しました。

アドボカシーをする人をアドボケイトと言い、社会的擁護の中で語られることが多いこの頃ですが、あいちではすべての子どもを対象に広がっていこうと思っています。子どもの権利の保障は一人ひとりの子どもの声を聞くことからだと考えるからです。まずは子ども自身が声を上げること、声を上げることができなければ上げられるように支援すること。何かの理由で声をあげることができないのなら子どもたちに代わって声をあげること。しばらくの間、あいちのアクションは子どもの権利条約第 12 条意見表明権に関わる子どもアドボカシーがテーマになりそうです。

実践的な研究者としての範となる存在

喜多 明人（早稲田大学）

大田堯先生が、2018年12月23日、老衰のため死去されました。100歳でした。ちょうど大田先生が亡くなられた23日の夜、私は、新宿で恩師永井憲一先生の米寿（88歳）のお祝いをしていました。その会で同席していた荒牧重人さんから「最近、大田先生からお電話をいただいた」旨の話があり大田先生の話で懇談したことも、先生とのご縁を感じました。

大田先生は、言うに及ばず、日本の教育界、教育学界において重鎮的存在であり、常に学問的な指針を私たちに提示していただいた大先生でした。私にとっては、それだけでなく、実践的な研究者としての範となる存在でした。

近年、私たちが活動してきた子どもNPOに対して、先生からとても印象に残る“エール”をいただきました。その一端として、3つのメッセージを本誌で紹介し、先生への御礼にかえさせていただきます。

オルターナティブ教育へのエール

一つは、2012年7月、「オルターナティブ教育法を実現する会」の設立総会へ寄せていただいたビデオメッセージです。

日本では長い間、オルターナティブ教育についてタブー視する傾向が強くあり、学校外の多様な学びの法制化に対しても、これを支援した私は、教育界、教育学界から四面楚歌という状況にありました。そんな中

での大田先生のメッセージには、とても励まされました。とくに、生存権から「学び」を解き明かそうという一連の提言によって、学校外の多様な学びを土台から確立していくことにつながったと確信しています。

（資料1参照）

若手教育学研究者へのエール

二つは、本誌117号に掲載されましたNCRCの若手教育学研究者のインタビューに答えていただいたことです。とくに「Education（エデュケーション）」という言葉で、「教育（教え、育てる）」と訳したのは誤訳だったと語り、本来は「（潜在能力を）引き出す」という意味であったと述べ、次のように語ってくれました。

「Education（エデュケーション）は本来「（潜在能力を）引き出す」という意味であったのに、「教育（教え、育てる）」という字を当てて、本来ない「教える」という意味を含めてしまいました。そのことによって、教育が「引き出す」ことよりも、「教えること」、そして、それをそのまま「教わること」に力点が置かれるようになってしまったことも同様です。」

出典：ニュースレター117号（2014年9月15日号）2ページ

資料1

オルターナティブ教育法を実現する会設立総会に寄せて 大田堯先生ビデオメッセージ 2012年7月

今日は、オルターナティブ教育法を実現する会の設立総会ということですが、わが国の教育は、フォーマルな教育というか、学校教育というものが、そしてその制度が圧倒的な支配として教育をあたかも独占しているかのごとき状態にあるという現実があります。そのなかで、オルターナティブな教育のあり方を探究するというこの意味は、このフォーマルな教育のもっているいろいろな問題点を突破するカギになるものとして非常に大きな問題提起があるものだとは私は考えています。

教育というのは、そもそもひとり一人の子どもなり、おとななりが自分の内面にもっているDNAというか、一種のダイナミックな設計図、しかも、その人にユニークな設計図というものを、私たちの内面が天から与えられて、その設計図をユニークに拓いていく、そして、自分らしい自分を創り上げて社会貢献をする、そういう筋道でそれぞれが成長していくわけです。

しかし、それぞれ、人が持っているユニークな設計図に対応するには、フォーマルな形だけでできるわけではなく、かえってフォーマルなためにいろいろな犠牲を子どもが求められるようなことが起き、現に起きていることから、わが国の学校教育制度のほかに、オルターナティブな教育、多様な選択肢を持った教育の場が

用意されなければならないと思います。それは、いわば人間としての生存権の一部として保障されなければならないことです。

いま、生存権の一部と申し上げましたが、学習というものによって、あらゆる動物は、外界から何かを取り入れて、そしてそれを自分のものとすると同時に、必要なものをエネルギーに変えながら、いらないものを排除していく、そのような循環のシステムのなかに学習があると思います。それは、一度食事をしてエネルギーを得て成長するのと同じように、情報を獲得して、これを知的エネルギーに変えて、いらないものは忘れ去り、成長していくのですから、生まれたときから学習活動は始まる性質を持つものです。

そうであれば、学習するということは、生まれたときから死ぬまで、社会的文化的な対話という、大きな社会の中で随所、随時に行われるべき性質を持つものであり、人びとはそのなかで育っていく、ひとり一人違うユニークな設計図を生かしながら自分らしさを実現していく、そのように多様な学習の場を用意する義務がこの社会にあると確信します。

しかしながら、それは容易な問題ではありません。が、「かすかな光」として、それを展望しながら、一步一步、多様性豊かな社会を創りだしていくという大きな仕事に貢献されるということで、心からこの企てを支えたいと考えます。

子どもの権利条約フォーラム IN とちぎへのエール

三つには、2018 年 11 月 3 日に開催された子どもの権利条約フォーラム IN とちぎに対して、大田先生の“遺作”というべきメッセージをいただいたことです。

今回のフォーラムでは、子どもの居場所をテーマにした全体講演、分科会などが実施され（前号参照）、栃木県高根沢町の「子どもの学ぶ権利に関する条例」動向などが注目されています。先生のメッセージは、子どもの居

場所が学ぶ権利の行使の場として捉えられていく時代にあって、たいへん勇気づけられるエールになったと感じました。

このように、とかくマイノリティの立場で子ども支援を進めている子どもの現場、市民 NPO、若手研究者に、温かい目をむけていただき、しっかりと支えていく姿勢を示してきていただいた大田先生に感謝申し上げ、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

大田 堯先生 追悼

資料 2 子どもの権利条約フォーラム IN とちぎ (2018 年 11 月 3 日開催)



大田堯先生のメッセージ：

生きものの生存は学びとともにある

「生きることは学ぶこと」「学ぶことは生きること」。バクテリアのような単細胞の生きものでさえ、まわりの環境に学んで生きているといわれています。学ぶことは即生きること。生きものは、学びとともに生きつづけてきた 38 億年の歴史をもっているのです。

同じ生きものである人間も、誰もが実にたくさんの人類の学びの財産を蓄えて生まれ出て、自分というものの外にある人間や物、自然などさまざまなものに触れ合い、学びを重ねて、かわりつづけ、死に及んでいくのです。

ここで大事なことは、一人ひとりに備えられた人類の財産はそれぞれみなちがっていて、その子その子なりに与えられているということです。つまり一人の人間として生まれた子どもは、みな「ちがっている」のです。そうした子どもたちは、物や自然とのつきあい、遊びや労働、学校教育などをとおして、自分自身の豊かな学びの財産と重ねあわせながら、自らかわって、それぞれが自分流儀の「ひと」になっていくのです。

そういうちがった一人ひとりが互いにかわりあって暮らしているのが、人のつくっている社会なのです。その中では、みな「ちがった」生き様をしていますので、議論をして意見のぶつかりあいでも互いに対立することもあります。そのなかの中にもこそ、予想もしなかった新しい考え方が生まれるということも大いにあり、そこから新しい社会・文化が生まれるということが今日まで繰り返されてきたのです。「ちがうこと」「かかわりあうこと」は、互いに「新しい生き方を生み出すこと」。

特に核を含むあらゆる武器を捨てて、人民主体の社会が据えられ、維持される。私は心から皆さんの未来社会が、そうあることを祈ります。

2018 年 10 月 8 日

大田 堯

編集後記

「言い聞かせても理解できない年齢の子どもには、その子の安全上必要な時は痛い思いをさせてもわからせる必要があり、やむを得ない」

2019 年 3 月 6 日の羽鳥慎一モーニングショーで、今国会での体罰禁止法制化の特集を放送していて、この体罰容認の言い分が紹介されていた。セイブ・ザ・チルドレンジャパンが昨年実施した養育者向けの体罰意識・実態調査での回答の中で、体罰容認の最大の理由がこれである。

この体罰容認意識は多くの人びとが、「それはやむを得ないね」と納得してきた論理であり、かく言う私も長い間そう信じていた。その目を見開かせてくれたのは、近くにお住まい（等々力）の小児科医、故・内藤寿七郎先生でした。一度先生のご自宅に朝日新聞の記者と尋ねたことがある。「おとなが子どもを本当に信頼し、目を見て優しく、まじめに語りかければ、その子はその内容を理解し、記憶し、自分の意思で守ります。」と語る内藤先生は、一歳半でもその能力を発揮するという。言い聞かせても理解できない子どもを観を拭拭した瞬間でした（A/K）

本誌の編集を始めた 3 月初旬、カロライナジャスミンの蕾が膨らんでいるのに気づきました。児童虐待のニュースを聞かない日はなく、曇天の中重い気持ちで過ごしていましたが、春の足音が聞こえたような、そんな気持ちになりました。「先生、どうにかありませんか？」という魂の叫びからは、「先生」を我々「おとな」に置き換えた上で、子どもの心の声に耳を傾け、向き合っていく必要性を感じます。教育とは何かを問い続けつつ、新たな時代のかすかな光をもとめて。（S/U）

「子どもの権利条約」No.135 号 2019 年 3 月 15 日発行

★発行（季刊・年 4 回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000 円 学生 3000 円
18 歳未満 1000 円

*郵便振替 00180-2-750150

*ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0750150

コードモナリジョウヤクネットワーク

★印刷 （株）第一プリント